

消防法施行規則の一部を改正する省令について

令和元年12月
予防課行政係

【概要】

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）において、次の各資格の資格喪失要件の一つに、「成年被後見人又は被保佐人となつたとき。」と規定しているところ、当該規定を「精神の機能の障害により●●資格者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したとき。」に改めるとともに、その他所要の規定の整備を行うもの。

(資格名)	(資格喪失要件規定)
防火対象物点検資格者	規則第4条の2の4第5項第1号
消防設備点検資格者	規則第31条の6第7項第1号
防災管理点検資格者	規則第51条の12第4項第1号

【背景】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、内閣府に設置された成年後見制度利用促進委員会がとりまとめた「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日成年後見制度利用促進委員会）において、「各府省においては、政省令や通知などに基づき、成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法案による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきである。」とされているところ。

今般、当該「一括整備法案」にあたる成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「一括整備法」という。）が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されたことから、当課所管の資格の喪失要件の一つとして「成年被後見人又は被保佐人となつたとき。」と定めている規定の見直しを行う必要がある。

【施行期日】

この省令は、令和元年12月14日から施行する。